

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 5 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について

標記について、別添のとおり発出されておりますので、ご了知いただくとともに、生活衛生担当課におかれましても、関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、高濃度エタノール製品の使用に当たっては、製品の容器又は包装の表示をご確認いただきますようお願いいたします。